進路ニュース

校内発 233 号
令和8年度 11月発行（No.7）
大阪府立富田林支援学校 進路部

【福祉サービス事業所の種類についてNo.2】



高等部では、夏季休業期間中に希望者は、福祉サービス事業所へ実習に行くことができます。その際本人や保護者に実習を希望する事業所を決めていただきますが、「何を基準に決めればよいのか、また福祉サービス種の違いがわからない」というご相談を受けます。今回はそのような疑問を少しでも解消するために福祉事業所のサービスの種類について何回かに分けてご紹介します♪

まず、福祉サービス事業所の種類は･･･
① 生活介護
② 就労移行
③ 就労継続支援 B 型（就 B）
④ 就労継続支援 A 型（就 A）
⑤ 自立訓練（生活訓練）　　の5つに分類されます。



◆第二弾の今回は、この中から②と⑤について･･･です！

2種類のサービスの概要、利用可能年数、送迎、作業内容、注意点に分類して一覧にしました

就労移行	サービスの概要	一般就労など就労するために必要な知識･能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労につなげるために職業訓練的な支援を行う。
	利用可能年数	原則2年＋最長1年間延長可能
	送迎	なし（事業所⇔駅間の送迎のみ行っている事業所もある）
	作業内容の一例	軽作業、OA ワーク、清掃、ビジネスマナーなど ハローワークへの求職活動、面接会･見学会への参加など
	注意点	利用可能年数に限りがあるため、2 年後は一般就労または福祉サービス事業所へ移る必要がある。
自立訓練 （生活訓練）	サービスの概要	地域生活を営むうえで、生活能力の維持･向上等のために、日常生活動作、社会活動参加、健康管理等のプログラムをもとに、支援を行う。
	利用可能年数	原則2年＋最長1年間延長可能
	送迎	なし（事業所⇔駅間の送迎を行っている事業所もある）
	作業内容の一例	軽作業、個別学習（資格取得、検定など）、他者との適切なコミュニケーション手段の獲得、金銭管理、ビジネスマナーなど
	注意点	利用可能年数に限りがあるため、2年後は一般就労または福祉サービス事業所へ移る必要がある。

就労移行、自立訓練（生活訓練）はそれぞれ、**就労移行は一般就労をめざすために必要な力（IT 機器の使用方法、ビジネスマナーなど）を身に付ける場所、自立訓練（生活訓練）は地域生活への移行のために必要な力（金銭管理、公共交通機関の利用、余暇活動など）を身に付ける場所**　と考えていただくとイメージを持ちやすいと思います。